

排水設備工事に必要な設備及び機器工具の備品台帳

種別	名称	形式・性能	数量	備考
管の切断用の 機械器具				
管の加工用の 機械器具				
接合用の 機械器具				
測量用の 機械器具				
掘削用の 機械器具				
保安設備器具				
運搬器具				※自社産廃運搬の場合 は、ダンプにステッカー 貼付した写真と車検 証コピー添付
その他の工具				

※種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、  
「測量用の機械器具」、「掘削用の機械器具」、「保安設備器具」、「運搬器具」の別を記入

記入例

排水設備工事に必要な設備及び機器工具の備品台帳

種別	名称	形式・性能	数量	備考
管の切断用の 機械器具	ジスガライナー		1	
	パイプカッター		1	
	金切鋸等		1	
管の加工用の 機械器具	電気ドリル (ホル-		1	
	ジャコ万力		1	
接合用の 機械器具	面取器 (グラインダー)		1	
	ヤスリ		1	
測量用の 機械器具	巻尺	10m以上	1	
	ポール	2m	1	
	水平器		1	
	レベル	1式	1	
	箱尺 (スタッフ)	5m	1	
掘削用の 機械器具	大ハンマー		1	
	バール		1	
	ツルハシ		1	
	スコップ		2	
	舗装用カッター		1	
	排水用ポンプ		1	
	転圧器	タンパ - 60~100kg	1	
バックホウ	0.2 m <sup>3</sup>	1		
保安設備器具	標識	案内板・工事板	各1	
	バリケード・ロープ		5	
	サーチライト		3	
	赤色灯		5	
	証明灯 (工事用)		2	
運搬器具	貨物自動車 (軽四輪)		1	
	ダンプ	4t	1	
	一輪車	※自社産廃運搬の場合 は、ダンプにステッカー 一貼付した写真と車検 証コピー添付	3	
その他の工具	トンカチ		2	
	コテ	仕上げ・メジ	2	
	現場写真用黒板		1	
	カメラ		1	

※種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「測量用の機械器具」、「掘削用の機械器具」、「保安設備器具」、「運搬器具」の別を記入。

# 産業廃棄物運搬に関する事項

1. 産業廃棄物の運搬にあたっては、運搬車の車体の両側面に、以下の事項を見やすいように表示する。

① 自社運搬の場合

- ・産業廃棄物の収集または運搬の用に供する運搬車である旨  
(識別しやすい色の文字、大きさは140ポイント以上)
- ・氏名または名称(大きさは90ポイント以上)

② 運搬を委託した場合

- ・産業廃棄物の収集または運搬の用に供する運搬車である旨  
(識別しやすい色の文字、大きさは140ポイント以上)
- ・氏名または名称(大きさは90ポイント以上)
- ・許可番号下6桁以上(大きさは90ポイント以上)

2. 産業廃棄物の運搬にあたっては、所定の事項を記載した書類を常時携帯する。

① 自社運搬の場合

- ・氏名または名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

② 運搬を委託した場合

- ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)
- ・許可証の写し

※ 運搬を委託した場合は、表示及び書類の携帯について、責任を持って確認する。



## ②書類の携帯義務について



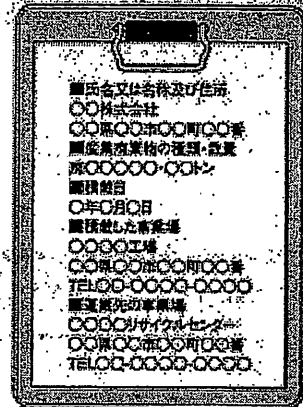
産業廃棄物の運搬車は、  
次のような書類を常時携帯しなければなりません。

### 排出事業者が自分で運搬する場合

次の事項を記載した書類

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日、
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

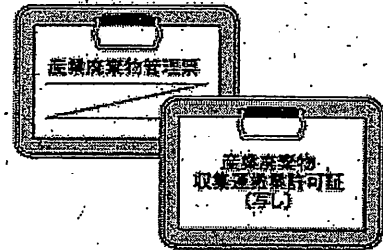
(みほん)



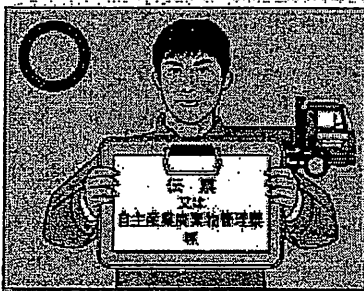
### 産業廃棄物処理業者が、委託を受けて 産業廃棄物を運搬する場合

- ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)
- ・許可証の写し

(※)



### ●実際の書面の例



排出事業者が携帯する書類は、  
記載事項に合致すれば、様式は  
問いません。



電子マニフェストを利用してい  
る場合には、書面の代わりに電子  
情報や連絡機器で代替できます。



処理業者が携帯する許可証の写  
しは必ずしも原本と同じ大きさ  
でなくとも問題ありません。

### ※電子マニフェストを利用している場合

この場合、①許可証の写しに加え、産業廃棄物管理票の代わりに、②電子マニフェスト使用証  
及び③次の事項を記載した書類(電子情報でも可)が必要になります。

- ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ・その運搬を委託した者の氏名又は名称
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・積載した事業場の名称、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、連絡先

(ただし、これらの事項が携帯電話などによって常に確認できる状態であれば、③は不要です。)

# ① 表示義務について



産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車の両側面に、次の項目を表示しなければなりません。

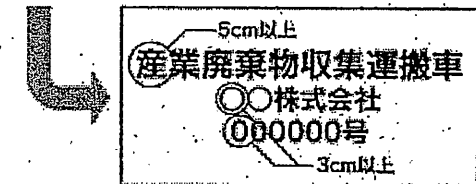
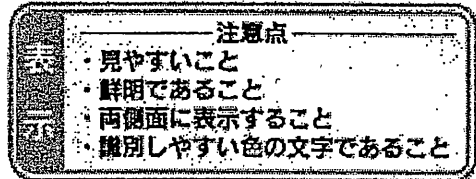
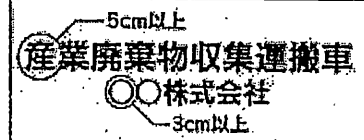
## 排出事業者が自分で運搬する場合

1. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
2. 排出事業者名

## 産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

1. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
2. 業者名
3. 許可番号(下6けた以上)

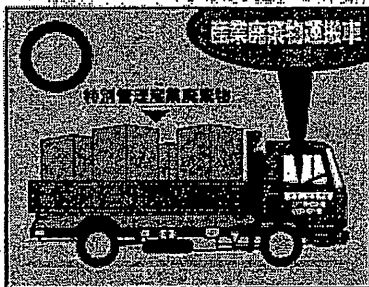
(みほん)



表示  
注意  
点

- ・見やすいこと
- ・鮮明であること
- ・両側面に表示すること
- ・識別しやすい色の文字であること

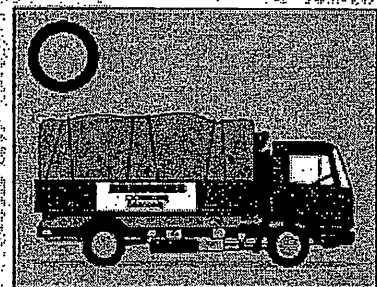
## ● 実際の表示の例



特別管理産業廃棄物を運搬する場合でも、産業廃棄物と表示して問題ありません。



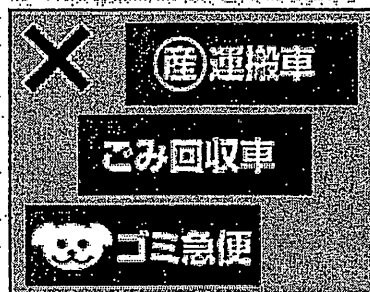
マグネットシートなど、剥脱可能な表示でも問題ありません。



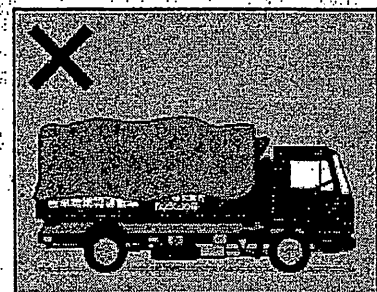
左右で表示位置が違っていても、また、荷台や被牽引車に表示しても問題ありません。



表示する字は原則として印刷された文字になります。



産業廃棄物を運んでいることや、正式な名称が一見して分からない略称や屋号を使うことはできません。



表示が隠れていたりすると、表示義務違反になります。